

議案第2号

鳥取県立高等学校教職員人事異動公募制度の実施について

鳥取県立高等学校教職員人事異動公募制度の実施について、別紙のとおり提出します。

平成19年6月28日

鳥取県教育委員会教育長 中永廣樹

鳥取県立高等学校教職員人事異動公募制度の実施について

高等学校課

1 公募制度の概要（別紙実施要項に基づき実施）

（1）制度の目的

- ・校長が学校教育目標の実現や特色ある学校づくりなどを推進するために必要な人材確保の支援
- ・教職員の意欲の向上を図るとともに能力の発揮を促進

（2）公募実施校

- ・公募を希望する県立高等学校の校長が実施申請書を県教育委員会に提出
- ・県教育委員会が公募実施校を決定し、公表

（3）公募人数

公募実施校1校が公募できる教職員数は2名程度

（4）応募教職員

- ・対象者：平成20年3月31日現在で現任校の勤務年数が3年以上となる県立高等学校に勤務する教諭、養護教諭及び実習助手
- ・応募校数：1校
- ・提出書類：応募教職員は志願書及び応募論文を現任校の校長に提出し、現任校の校長が県教育委員会に進達

（5）選考方法

- ・公募実施校の校長が書類選考及び面接等を実施
- ・公募実施校の校長が応募教職員の意欲、適性、能力等を勘案して候補者を決定
- ・公募実施校の校長が県教育委員会に具申
- ・県教育委員会が校長からの具申を考慮した上で、平成19年度末人事異動に反映

（6）改正点

公募実施校が公募内容についての説明会を隨時開催し、公募する教職員像等の周知を図る。

2 日程等

内 容	時期・締切
公募を希望する高等学校が県教育委員会に実施申請	平成19年10月5日(金)まで
県教育委員会が公募実施校を決定・公表	平成19年10月中旬
公募実施校による説明会の開催	平成19年11月9日(金)まで
応募教職員が志願書及び応募論文を現任校の校長に提出 →校長が県教育委員会に進達	平成19年11月22日(木)まで
県教育委員会が応募教職員を取りまとめ公募実施校に通知	平成19年11月下旬
公募実施校の校長が書類選考及び面接等を実施 →公募実施校の校長が候補者を決定	平成19年12月上旬～中旬
公募実施校の校長が県教育委員会に候補者を具申	平成19年12月28日(金)まで
県教育委員会が配置を決定	平成20年3月下旬

3 昨年度の状況

（1）公募実施校の決定・公表 平成18年10月26日

（2）公募実施校（〔 〕内は公募人数）

倉吉総合産業高校[1]、米子白鳳高校[2]、境高校[2]、境港総合技術高校[1] 計4校

（3）応募教職員 0人

平成19年度末鳥取県立高等学校教職員人事異動公募制度実施要項

鳥取県教育委員会

1 趣 旨

この要項は、平成19年度末鳥取県立高等学校教職員人事異動に係る公募制度（以下「教職員人事異動公募制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

教職員人事異動公募制度は、校長が学校教育目標の実現や特色ある学校づくりなどを推進するために必要な人材の確保を支援するとともに、教職員の意欲の向上を図り能力の發揮を促進するため、人事異動の一環として実施する。

3 内 容

- (1) 教職員人事異動公募制度を実施する高等学校（以下「公募実施校」という。）は、学校運営上必要とする能力等を有する教職員を公募する。
- (2) 県立高等学校教職員のうち教職員人事異動公募制度に応募する教職員（以下「応募教職員」という。）は、公募実施校の中から1校に応募する。
- (3) 公募実施校の校長は、応募教職員の中から選考により候補者を選考し、鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に具申する。
- (4) 県教育委員会は、公募実施校の校長の具申を踏まえて候補者の公募実施校への人事異動に努める。

4 公募実施校の決定

- (1) 教職員人事異動公募制度の実施を希望する高等学校は、教職員人事異動公募制度実施申請書（別紙様式1）を作成し、高等学校課長に平成19年10月5日（金）までに提出する。
なお、教職員人事異動公募制度実施申請書の作成にあたっては、公募する教職員像について具体的に記載するものとする。
- (2) 県教育委員会は、教職員人事異動公募制度の実施を希望する高等学校の中から公募実施校を決定する。
- (3) 県教育委員会は、公募実施校の教職員人事異動公募制度実施申請書を、当該公募実施校以外の高等学校に通知するとともに、県教育委員会のホームページに掲載する。
- (4) 公募実施校1校が公募できる教職員数は、2名程度とする。

5 公募実施校による説明会等の開催

- (1) 公募実施校は、公募実施校に決定後から平成19年11月9日（金）までの間に、隨時、公募内容についての説明会を開催し、公募する教職員像等の周知を図るものとする。
- (2) 公募実施校が行う説明会に参加する教職員の服務の取扱は、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号。以下「職専免規則」という。）第2条の表第11号の規定による職務専念義務の免除とする。

6 応募教職員

(1) 教職員人事異動公募制度に応募することができる教職員は、平成20年3月31日現在で現任校の勤務年数が3年以上となる県立高等学校に勤務する教諭、養護教諭及び実習助手とする。

なお、応募の時点で、産休、育休、病休、休職、内留及び研修中の教職員を除くものとする。

(2) 応募教職員は、教職員人事異動公募制度選考志願書（別紙様式2）に教職員人事異動公募制度応募論文（別紙様式3）を添付し、現任校の校長に提出する。

(3) 応募教職員の現任校の校長は、教職員人事異動公募制度選考志願書に所見を記載し、高等学校課長に平成19年11月22日（木）までに親展文書で提出する。

7 選考方法

(1) 県教育委員会は、教職員人事異動公募制度選考志願書をとりまとめて一覧表を作成し、公募実施校の校長に通知する。

(2) 公募実施校の校長は、面接日時等を応募教職員が所属する校長を通じて応募教職員に連絡する。

なお、公募実施校が行う面接を受ける応募教職員の服務の取扱は、職専免規則第2条の表第11号の規定による職務専念義務の免除とする

(3) 公募実施校の校長は、書類選考及び面接等を実施し、応募教職員の意欲、適性、能力等を勘案して候補者を決定する。

(4) 面接方法等は、公募実施校の校長が定めるものとする。

なお、面接内容については、教職員人事異動公募制度の目的を踏まえた適切なものとなるよう留意する。

(5) 公募実施校の校長は、選考した候補者を教職員人事異動公募制度候補者具申書（別紙様式4）に記載し、高等学校課長に平成19年12月28日（金）までに親展文書で提出する。

8 配置等

県教育委員会は、公募実施校の校長の具申を十分に考慮して平成19年度末人事異動時に配置を決定する。

9 留意事項

教職員人事異動公募制度により異動した教職員は、3年を経過しなければ、再度、本制度に応募することはできない。

附 則

この要項は、平成19年6月 日から施行する。

平成19年度末鳥取県立高等学校教職員人事異動公募制度実施申請書

番号
年月日

鳥取県教育委員会様

○○○○高等学校長印

平成19年度末鳥取県立高等学校教職員人事異動公募制度の実施を希望しますので、下記のとおり申請します。

記

学校教育目標	
現状と課題	
具体的な取組方策	
公募する教職員像 (人数)	
論文課題	

平成19年度末鳥取県立高等学校教職員人事異動公募制度選考志願書

平成 年月日

所 属		職 名	
ふりがな 氏 名	印	生年月日 年 齢	昭和 年 月 日 満 歳 (平成20年4月1日現在)
現 住 所	〒 () -		

※写真を貼る位置

- 1 縦 4cm
横 3cm
2 上半身
3 1年以内に撮影
したもの

応募学校名						
希望理由						
最終学歴	(年 月 卒業・修了)					
担当教科・ 担当業務等				教育に関する職の経験年数 (平成20年4月1日現在)		
資格 ・ 免許状	資格・免許状の種類	取得年月日	資格・免許状の種類		取得年月日	
勤務歴 (現所属を含み、 臨時の任用期間は含まない)	所 属 名	職 名	勤務年数	所 属 名	職 名	勤務年数
実績 (分掌主任歴、 研修歴、部 活動指導歴、 表彰歴等)	事 項	年 度	事 項		年 度	
所属長所見						

(注) 1 漏れなく記入すること。記載事項がない場合は斜線を引くこと。欄不足の場合は貼付して記入すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

平成19年度末鳥取県立高等学校教職員人事異動公募制度応募論文

所 属		職名		氏名	
応募学校名					
論 文 課 題					

(注) 論文は1, 200字程度とする。

平成19年度末鳥取県立高等学校教職員人事異動公募制度候補者具申書

番号
年月日

鳥取県教育委員会様

○○○○高等学校長印

平成19年度末鳥取県立高等学校教職員人事異動公募制度実施要項に基づき応募教職員の選考を実施し、候補者を選考しましたので、下記のとおり具申します。

記

希望順位	現任校	職名	氏名	教科・科目	公募実施校校長所見
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					